

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 5 7 号)

平成 1 2 年 7 月 1 9 日

横情審答申第 157 号

平成 12 年 7 月 19 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 19 条
第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 11 年 2 月 1 日教教第 1335 号による次の諮問について，別紙のとおり答申します。

「昭和60年度横浜市立高等養護学校教職員名簿」，「平成元年度，平成 2 年度，平成 3 年度及び平成 4 年度横浜市立戸塚高等学校全日制教職員名簿」及び「平成元年度，平成 2 年度，平成 3 年度及び平成 4 年度横浜市立戸塚高等学校定時制教職員名簿」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「昭和60年度横浜市立高等養護学校教職員名簿」、「平成元年度、平成2年度、平成3年度及び平成4年度横浜市立戸塚高等学校全日制教職員名簿」及び「平成元年度、平成2年度、平成3年度及び平成4年度横浜市立戸塚高等学校定時制教職員名簿」の一部公開決定により非公開とした前任校名の一部、資格（免許状の種類。ただし、専修、一種、二種の区分を除く。）及び資格（免許状の教科）の部分については、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「昭和60年度横浜市立高等養護学校教職員名簿」、「平成元年度、平成2年度、平成3年度及び平成4年度横浜市立戸塚高等学校全日制教職員名簿」及び「平成元年度、平成2年度、平成3年度及び平成4年度横浜市立戸塚高等学校定時制教職員名簿」（以下「本件名簿」という。）の公開請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成10年11月18日付で行った一部公開決定のうち、前任校名の一部、資格（免許状の種類。ただし、専修、一種、二種の区分を除く）及び資格（免許状の教科）（以下「本件申立て部分」という。）を非公開とする処分の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件異議申立てに係る公開請求の対象公文書となった本件名簿は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。平成12年2月横浜市条例第1号による廃止前のもの。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号に該当するため一部を非公開としたものであって、その理由は、概ね次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）が公開を求めている本件申立て部分は、本件名簿のうち、前任校名の一部、資格（免許状の種類及び教科）であって、前任校名の非公開部分には、横浜市採用前の履歴に係る内容が記載されており、公にすることが慣行にもなっていない個人に関する情報である。これらの情報は、個人の経歴等に関するものであり、「個人に関する情報」に該当する。

ただし、横浜市採用後の前任校名については、定期の人事異動時期において、異動者の前任校名を新聞に掲載し、実施機関から公にすることが慣行となっている情報であり、

本号には該当しないと考える。

4 異議申立人の一部公開決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件名簿の一部公開決定に対する意見は、概ね次のように要約される。

実施機関は、横浜市採用後の前任校名を公開とし、横浜市採用前の前任校名は非公開であると主張している。しかし、新聞では、国・県・他市を問わず前任校名は公開している事実から判断すると、教員の横浜市採用前のみを非公開とするのは矛盾し、合理的理由がない。また、教員になる以前の経歴を請求していない。

資格について、免許状の教科の公開はプライバシー侵害ではない。一級か二級かの公開を求めている。教科、すなわち免許状の有無のみの公開を求めている。

5 審査会の判断

(1) 教職員名簿について

教職員名簿は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15条第1項第3号により学校において備えなければならない表簿の一つとして定められている。

この名簿には、教育職員に関して、所属名、職名、氏名、職員番号、生年月日、師範及び最終学校部科名、本市採用年月日、前任校名、教員等として引続く勤続年数、資格（免許状種類教科目、取得年月日）、担当学年・教科目・週担当時数、校務分掌、住所、備考等が記載されていることが認められる。

(2) 教育職員の資格について

ア 教育職員とは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）（以下「免許法」という。）第2条第1項に規定されているように、小学校、中学校、高等学校、盲・ろう・養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいい、免許法第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない」と規定されており、教員免許状が必要となる。

イ 教員免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状があり、それぞれ、学校の種類の別等がある。普通免許状については、専修免許状、一種免許状、二種免許状の区分があり、さらに、中学校、高等学校の普通免許状については教科の別がある。

また、普通免許状の区分に当たっては、必要な基礎資格が学歴と対応している。

ウ 免許状の種類における専修、一種、二種の区分及び免許状の教科については、免許状の授与権者である県教育委員会では、原簿に氏名その他の事項とともに登載し、

その旨が記載された免許状を本人に授与している。

なお、申立人は、免許状の種類のうち、学歴に応じた基礎資格の別による免許状の区分については公開を求めているので、これ以外の部分の公開について検討する。

(3) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については公開しないことができると規定している。

イ 申立人が公開を求めている前任校名の一部については、横浜市採用前の他の自治体に勤務した学校名が記載されており、実施機関はこの学校名を公開することが慣行となっていない個人に関する情報であるとしている。これは、個人に関する情報とも考えられるが、神奈川県や他の都道府県及び横浜市を含む政令市において、教職員の人事異動の発表で前任校名が広く公表されている慣行があることが認められ、本件の横浜市以外の前任校名が教育職員としての教育活動に鑑みて記載されていることを勘案すると、横浜市採用後の前任校名と同様に、条例上保護すべき個人に関する情報には該当しないと解するのが相当である。

ウ 中学校及び高等学校の普通免許状の種類及び教科については、免許法第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有するものでなければならない」と規定され、また、免許法第4条第5項に「中学校及び高等学校の教員の普通免許状・・・は、次に掲げる各教科について授与するものとする。」と規定されている。この免許状の種類及び教科は、教育職員として教育活動を行う上で、不可欠な資格であり、公務の正当性を担保するためのものであって、条例上保護すべき個人に関する情報には該当しないと解するのが相当である。

したがって、本件名簿上記載されている免許状の種類及び教科については、本号本文に該当しないと解するのが妥当である。

(4) 結 論

以上のとおり、本件名簿に記載されている情報のうち、旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開とした前任校名の一部、免許状の種類（専修、一種、二種の区分を除く。）及び免許状の教科については、公開すべきである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年2月1日	・ 諮問書受理
平成11年3月2日	・ 実施機関から一部公開理由説明書を受理
平成11年3月10日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成11年3月26日 (第196回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年4月28日 (第223回審査会)	・ 審議
平成12年5月12日 (第224回審査会)	・ 審議
平成12年5月26日 (第225回審査会)	・ 審議
平成12年6月9日 (第226回審査会)	・ 審議
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議